

# 主なシースタイル会則改定内容



2025年12月11日改定の「ヤマハマリンクラブ・シースタイル」会則にて、以下の項目が変更になります。  
ご理解・ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

条文・項目	改定前	改定後	主な変更点
ポイントの利用 第23条10項（新設）	（記載なし）	チェックイン完了までに使用するポイント（含むクーポン）を自ら入力する	入力者を明記
営業的利用の禁止 第29条1項	ボート賃貸業、遊覧船事業その他自己の営業のためにボート等を利用してはならない。	ボート賃貸業、遊覧船事業、 <b>海洋散骨事業</b> その他自己の営業のためにボート等を利用してはならない。	「海洋散骨事業」が追加
個人情報の取扱い 第30条2項	会員番号、氏名、住所、メールアドレス、電話番号、緊急連絡先、生年月日、性別、職業等の登録情報、保有船舶免許情報、利用履歴、傷害状況等事故に関する情報、会費引き落とし口座情報、ボート等の位置情報、パスポート番号（海外の加盟マリーナの場合）	会員番号、氏名および <b>同伴者の氏名</b> 、住所、メールアドレス、電話番号、緊急連絡先および <b>同伴者の緊急連絡先</b> 、生年月日、性別、職業等の登録情報、保有船舶免許情報、利用履歴、傷害状況等事故に関する情報、会費引き落とし口座情報、ボート等の位置情報、パスポート番号（海外の加盟マリーナの場合）	「同伴者の氏名」「同伴者の緊急連絡先」が追加
個人情報の利用目的 第30条3項	11項目（クラブ運営、会報送付、商品案内、特典提供、アフターサービス、感想・意見収集、品質向上分析、入会審査、キャンセル料業務、事故対応、会員安全性向上）	14項目（左記に加え、 <b>組み合わせ利用</b> 、 <b>事実確認</b> などが追加）。	利用目的を整理
個人情報の第三者提供 第30条4項（新設）	（記載なし）	利用目的への同意。 <b>第三者提供</b> 。	同意に関する条項を整理 第三者提供項目を明記
登録内容変更手続 第31条3項	会員から届けられている連絡先に宛てた通知の発送をもって通知したものとみなす。	会員から届けられている連絡先に宛てた通知の発送または <b>会員サイト上でのお知らせ</b> をもって通知したものとみなす。	「会員サイト上でのお知らせ」が追加
利用制限細則 1項	公序良俗に反するご利用および営利を目的としたご利用はお断り	<b>カスタマーハラスメント等</b> の公序良俗に反するご利用および営利を目的としたご利用はお断り	「カスタマーハラスメント等」が追加
ボート等の操縦資格・手続 4項	講習（ホームマリーナガイダンス・安全レクチャー）受講者のみ操縦可。ライト会員は操縦不可。	講習（安全レクチャー等）受講者のみ操縦可。 <b>利用前に「出航届」提出義務</b> 。シースタイルチャーターは操縦不可。	「出航届」提出義務が追加
安全管理・トラブル対応 5項	安全管理のため必要な事項に協力しない場合、乗船をお断り・中止する場合あり	安全管理または <b>事故等トラブルの早期解決のため</b> 必要な事項に協力しない場合、乗船をお断り・中止・ <b>利用制限</b> する場合あり	「事故等トラブルの早期解決」「利用制限」が追加
利用規約違反時の対応 7項	利用規約違反時、利用制限または停止	利用規約違反時、利用制限または停止。 <b>違反に起因する修理費用・休業補償等の請求</b> があった場合、 <b>会員が負担</b>	違反における会員負担を明記